

浜松市-児童虐待 対策の取り組み



- 1 要保護児童対策地域協議会 ★★★
- 2 児童虐待死亡事故防止プロジェクト ★★★
- 3 育児支援家庭訪問員 ★★★
- 4 エンゼルヘルパー派遣事業 ☆☆
- 5 子育て短期入所事業 ☆☆
- 6 こんにちは赤ちゃん訪問 ☆☆
- 7 子育ての会 ☆☆
- 8 10代の母親のための子育て教室 ☆☆

要保護児童対策地域協議会★★★



協議会（代表者会議）

市で1箇所設置。子育て支援課が開催。年2回開催

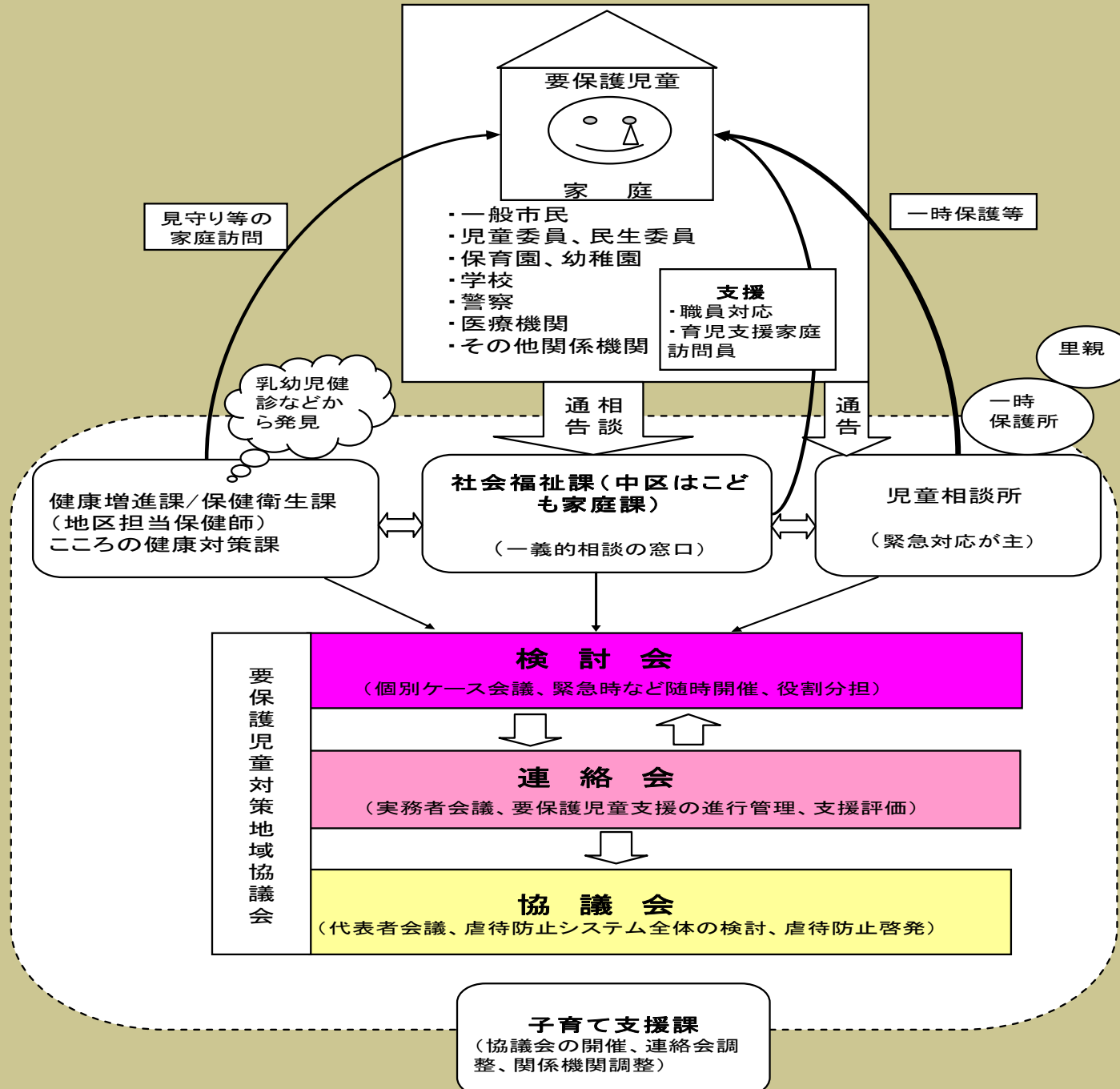
連絡会（実務者会議）

7区で毎月開催。ケースが多い区は月2回開催
社会福祉課（家庭児童相談室）が開催

検討会（ケース会議）

各区の社会福祉課（家庭児童相談室）または児童相談所が開催：主担当が声をかける

要保護児童の対応



協議会(代表者会議)



1 設置:浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱

2 主管課:子育て支援課

3 構成員(34人+行政職員)

児童福祉関係(里親会、民生委員代表、県西部児相)

児童福祉施設関係(児童養護施設2、乳児院、知的障害児施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)

医療関係(医師会5団体、歯科医師会5団体)

教育関係(公民幼稚園・保育園代表、小中校長代表)

警察司法関係(警察署5か所、弁護士会)

人権擁護関係(法務局、人権擁護委員)

行政関係(児童相談所、子育て支援課、次世代育成課、保育課、健康増進課、こころの健康対策課、教育委員会指導課)

協議会（代表者会議）



4 開催回数：年2回

5 これまで取り上げた議題

- ・浜松市における要保護児童の現状

（区役所家庭児童相談室・児童相談所の児童虐待対応件数、実務者会議とケース会議報告、死亡事例検証委員会報告）

- ・浜松市の児童虐待防止に関する事業報告

（庁内の通告先周知、庁内の体制整備について、庁内児童虐待防止マニュアルについて、児童虐待死亡事故防止対策の取り組みについて）

- ・法改正

- ・意見交換

連絡会(実務者会議)



- 1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課: 各区社会福祉課(家庭児童相談室)
- 3 構成員
 - 社会福祉課(家庭児童相談室): 事務局
 - 浜松市子育て支援課
 - 浜松市児童相談所
 - 浜松市教育委員会指導課担当者、(小中学校教諭※)
 - 区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当)
 - 区保育所担当者(幼稚園、保育園園長※)
 - 区生徒指導主任・主事代表者

※は随時

連絡会（実務者会議）



- 4 開催回数：各区月1～2回
- 5 内容：ケースの進行管理
 - 新規ケースの概要、主担当、担当、役割の確認。
 - ケースの情報共有、今後の介入方法と各機関の役割確認、ケース会議の有無、格付、確認月を決定する。
 - 介入困難ケースを整理する。

連絡会(実務者会議)



6 準備

14日前: ① 各機関に開催日・開催場所確認メール

② 月の進行管理様式を児童相談所、保健衛生課(精神担当、保健師総括)へ、ハイネス(職員の有線ネットワーク環境)で一括送信する。

7日前: 各機関(児童相談所、保健衛生課)からハイネスにて進行管理月までの経過を入力した様式が返信

3日前: ① 各機関(児童相談所、保健衛生課)から新規ケースの資料提出。資料は検討会提案票、ジェノグラム、リスクアセスメント票の3点とする。不明な点を各機関に確認する。

前日: ① 要保護児童連絡会の次第・配布資料の準備。

連絡会（実務者会議）



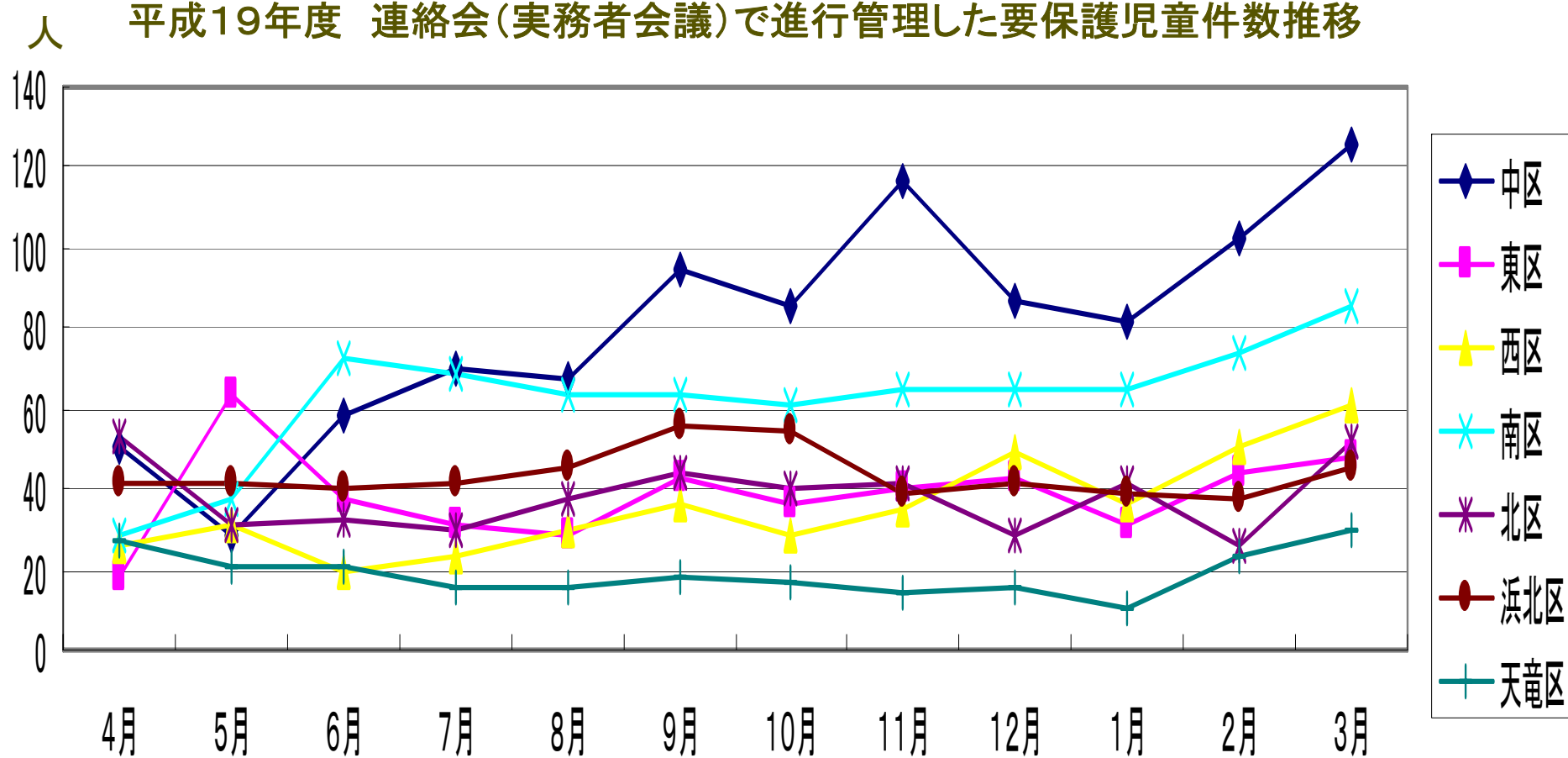
7 会議終了後

- ① 協議した内容（介入方法の補足、ケース会議の有無、格付、確認月）を管理票シートに入力。次回進行管理実施月にマークを入れ、変更箇所を修正する。
- ② 進行管理実施月から次回進行管理されるケースを選出し、次月の連絡会様式を準備しシートを作成する。
- ③ 新規ケースの児童記録票、検討会提案票、ジェノグラム、リスクアセスメント票、ケース会議録追加を行う。
- ④ 次回の進行管理月までにケース会議を実施するケースについては参加機関と連絡調整を図る。

連絡会(実務者会議)



平成19年度 連絡会(実務者会議)で進行管理した要保護児童件数推移



検討会(ケース会議)



- 1 設置: 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱
- 2 主管課: 各区社会福祉課(家庭児童相談室)
- 3 構成員
 - 社会福祉課(家庭児童相談室): 事務局
 - 浜松市児童相談所: 事務局
 - 区保健衛生課(地域保健担当保健師、精神保健担当※)
 - 幼稚園、保育園、小中学校教諭※
 - 育児支援家庭訪問員※
 - 医療機関※
 - その他必要とされる機関(者) ※は必要に応じて出席を求める

主担当が
開催する

検討会(ケース会議)



4 開催回数:各区で開催

5 内容

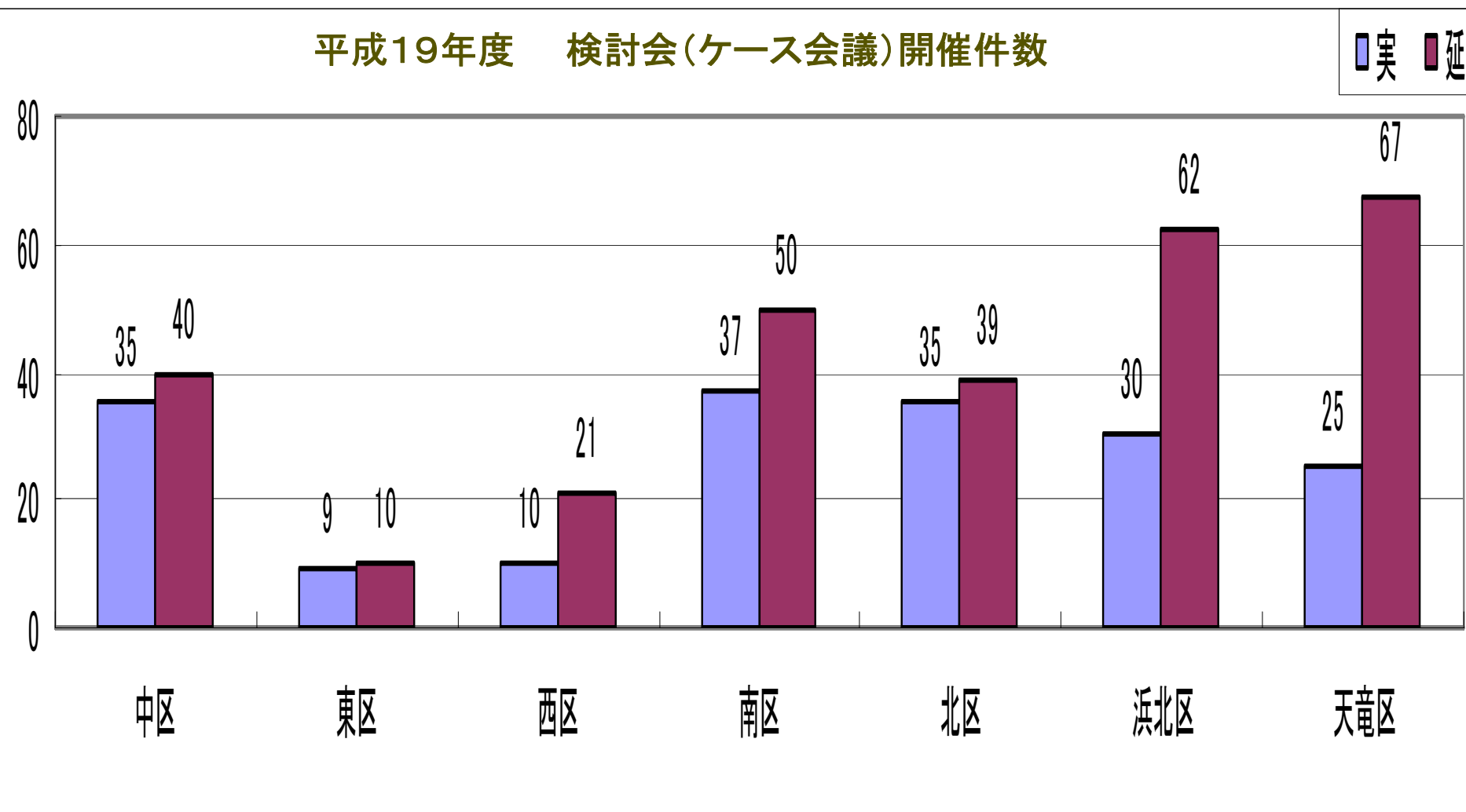
・提出理由の確認、虐待事実の確認、関係機関の関わり状況と問題点確認、

緊急介入の判断、関係機関の役割分担、調査格付、支援格付等

検討会(ケース会議)



平成19年度 検討会(ケース会議)開催件数



児童虐待死亡事故防止 プロジェクト ★★★



◇プロジェクト

平成16年・18年に児童虐待死亡事故が起きたことから、行政の関係機関が共通の危機意識を持ち、虐待の早期発見、早期対応ができるよう、関係機関の長によるプロジェクトチームを設置

◇ワーキング

プロジェクトの下部組織として担当で構成
《H20年度の主な取り組み》

- ①連絡会用の進行管理票検討部会
- ②H21版児童虐待庁内対応マニュアル作成

育児支援家庭訪問員★★★

～研修内容 H20年度～



5月21日	市の母子保健、子育て施策の概要、 育児支援家庭訪問事業の概要	子育て支援課
7月16日	市の児童虐待の状況 対人援助技術(傾聴・共感・受容)	児童相談所
9月17日	乳幼児の発達と発育について 訪問事例の共有と支援の検討	子育て支援課 家庭児童相談室
11月16日	マタニティブルー・産後うつ病の基礎 知識と対応	精神保健福祉セ ンター医師
1月29日	離乳食実習と沐浴実習	栄養士 助産師
3月11日	今年度のまとめ	子育て支援課



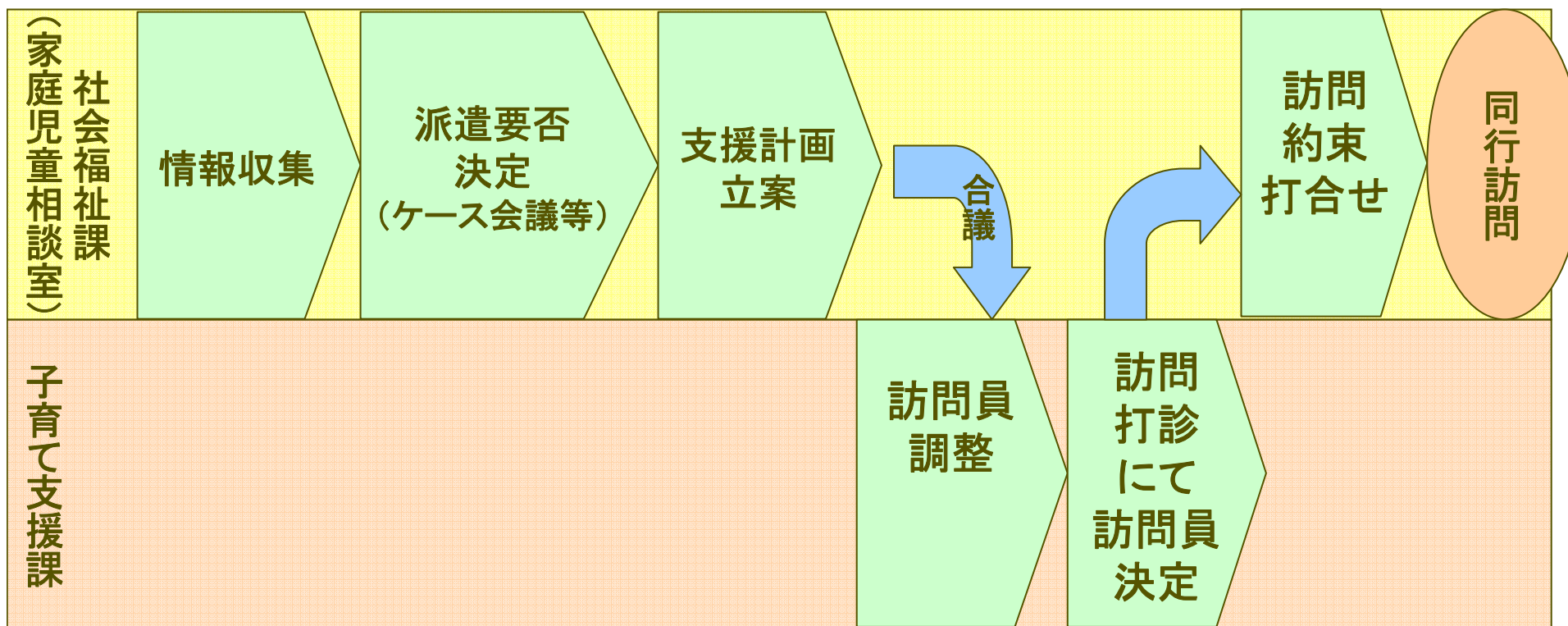


育児支援家庭訪問員★★★



項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度 4～12月
登録訪問員数	14名	27名	35名
支援対象者世帯数	5世帯	26世帯	26世帯
延べ派遣訪問員数	25名	46名	41名
延べ訪問回数	78回	273回	334回
延べ訪問時間数	154時間	530時間	594時間

育児支援家庭訪問員★★★ 訪問導入までの流れ



育児支援家庭訪問員★★★



事業初年度(平成18年度)の導入対象児年齢と母子保健の関わり

